

給 付 概 要

申請には、**給付申請書**と**下記証明書類**が必要です。
 申請ができる期間は、事由が発生した日を含めて、**1年以内**です。
 証明(添付)書類は、**写し**でも申請可能です。
 添付書類がわからない場合は、必ずご確認ください。

給付の種類	給付理由	事由発生日	受給者	給付金額	証明(添付)書類	備考
死亡弔慰金	被共済者本人が死亡したとき	死亡日	被共済者の遺族	60,000円	・死亡診断書又は死体検案書等死因及び死亡日の確認できるもの	死因及び死亡日がわかるもの。受取人順位は、全労済の定める基準となります。
	被共済者の配偶者、被共済者の子、被共済者の親が死亡したとき	死亡日	被共済者	配偶者 30,000円 子・親 10,000円	・死亡診断書又は死体検案書 ・戸籍謄本等	被共済者の関係と死亡の確認ができる証明書が必要です。
重度障害見舞金	重度障害となったとき	重度障害の状態の症状が固定した日	被共済者	65歳未満 60,000円 65歳以上 30,000円	・医師の後遺障害診断書(所定の用紙)	重度障害の基準は全労済の定める基準となります。
結婚祝金	被共済者が入籍し、法律上結婚したとき	婚姻日	被共済者	退職後60日以内 20,000円 在職者 30,000円	・戸籍抄本、住民票等	婚姻年月日がわかるもの(退職後の場合は退職年月日のわかるものが必要です)
出産祝金	被共済者と被共済者の配偶者との間に子供が生まれたとき	出生日	被共済者	20,000円	・医師又は助産婦の発行する証明書、戸籍謄本、住民票等	出生年月日及び被共済者との続柄がわかるものが必要です。
就学祝金	被共済者の子供が小学校に入学したとき	子の小学校就学日	被共済者	10,000円	・学校長の証明もしくは入学通知書等、子の就学の事実を証明する書類	就学した事実と被共済者との続柄がわかるものが必要です。
傷病見舞金	業務上、業務外の別を問わず、被共済者が傷病により30日以上を連続して休業したとき	治癒もしくは勤務再開時	被共済者	20,000円	・診断書又は、健康保険等の傷病手当金の請求書等、傷病による休業が確認できる書類	申請は勤務再開時が原則ですが、30日を超えた場合は治療中であっても申請することができます。
住宅火災見舞金(火災等)	被共済者の居住する建物が火災等によって被害を被ったとき	火災等の罹災日	被共済者	5,000円～100,000円	・関係官署の罹災証明等	全焼・全壊、半焼・半壊、一部焼・一部壊の3区分に応じて給付します。損害程度の割合は全労済の定める基準となります。
住宅火災見舞金(自然災害)	被共済者の居住する建物が自然災害によって被害を被ったとき	自然災害の罹災日	被共済者	1,000円～30,000円	・関係官署の罹災証明等	全壊・流失、半壊、一部壊、床上浸水の4区分に応じて給付します。損害程度の割合は全労済の定める基準となります。
勤続祝金	被共済者が従事する企業の従業員となつてから満10、20、30、40年間勤務したとき	各勤続年数に達した日	被共済者	10年 10,000円 20年 20,000円 30年 30,000円 40年 30,000円	・事業主の証明等、被共済者が始めて事業所の従業員となつた日がわかる書類	勤続期間は、被共済者が同一企業に連続して勤務した期間を言います。また、被共済者が事業主の場合は、同一事業を営んだ期間とします。
退会餞別金	被共済者が定年退職以外で退会したとき	脱退日	被共済者	5年以上10年未満 10,000円 10年以上 20,000円	・事業主の証明等、被共済者の退会することを証明する書類	共済会に加入した期間に応じ給付されます。
定年退会餞別金	被共済者が定年退職で退会したとき	脱退日	被共済者	3年以上 5,000円 5年以上 20,000円 10年以上 35,000円	・事業主の証明等、被共済者の退会することを証明する書類	共済会に加入した期間に応じ給付されます。